

特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク

3 代表者の氏名

大原 裕介

4 主たる事務所の所在地

鹿児島県鹿児島市岡之原町1005番地

5 定款に記載された目的

私たちは、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる地域社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人がともに生きる社会をつくることを使命とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県上越市</u>に置く。</p> <p>(事業) 第5条 (略) ①～④ (略) ⑤ <u>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。<u>なお、人格のない団体(社団等)は、その代表者をもって法上の社員とする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(入会)</p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>鹿児島県鹿児島市岡之原町1005番地</u>に置く。</p> <p>(事業) 第5条 (略) ①～④ (略)</p> <p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。<u>ただし、人格のない団体(社団等)が正会員となる場合には、その代表者をもって法上の社員とする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(入会)</p>

第7条 (略)

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員の特典)

第13条 (略)

2 (略)

3 ここにあげる会員の特典のうち、2の特典は正会員の特典とする。賛助会員は、法人が発行する情報、資料等の優先的配布を受ける特典のみを受けることができる。

(種別及び定数)

第14条 (略)

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) (略)

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第15条 (略)

2 代表理事は、理事の互選とする。

3、4 (略)

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によ

第7条 (略)

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員の特典)

第13条 (略)

2 (略)

3 会員はこの法人が主催する講座等の割引を受け

4 ここにあげる会員の特典のうち、2及び3の特典は正会員の特典とし、個人会員は1口、団体会員は10口の特典を受けることができる。賛助会員は、法人が発行する情報、資料等の優先的配布を受ける特典のみを受けることができる。

(種別及び定数)

第14条 (略)

(1) 理事 9人以上20人以下

(2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 (略)

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3、4 (略)

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があら

って、指名された理事がその職務を代行する。

4 (略)

5 (略)

(1)～(5) (略)

(報酬等)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

(権能)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) (略)

(開催)

第25条 (略)

2 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面および電子媒体をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第30条 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子媒体等の方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3、4 (略)

かじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 (略)

4 (略)

(1)～(5) (略)

(報酬等)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(権能)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) (略)

(開催)

第25条 (略)

2 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第30条 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3、4 (略)

(権能)

第33条 (略)

- (1)～(4) (略)
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 会費の額
- (7)～(9) (略)

(開催)

第34条 (略)

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面および電子媒体をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子媒体をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(資産の構成)

第40条 (略)

- (1) (略)
- (2) 会費
- (3)～(6) (略)

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 (略)

(権能)

第33条 (略)

- (1)～(4) (略)
- (5) 事業計画及び収支予算の変更
- (6) 入会金及び会費の額
- (7)～(9) (略)

(開催)

第34条 (略)

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(資産の構成)

第40条 (略)

- (1) (略)
- (2) 入会金及び会費
- (3)～(6) (略)

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 (略)

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。